

## 栗東市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年10月15日

栗東市監査委員 大橋 慎一

栗東市監査委員 川嶋 恵

### 定期監査結果

1. 監査の種類及び根拠 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

2. 監査の対象及び監査実施日

（現地監査）

葉山中学校 令和6年8月19日

葉山東小学校 令和6年8月19日

（書類審査）

上記以外の市立小学校・中学校、事務支援センター

3. 監査にあたった監査委員

大橋 慎一

川嶋 恵

4. 監査の着眼点と実施内容

財務に関する事務の執行が、関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、あらかじめ提出を求めた監査資料と通帳や補助金等関係書類との照合をしながら審査を実施した。また、事業の実施状況等について関係者から説明を聴取し監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の範囲内においては、予算の執行及び財務に関する事務は概ね適正に執行されていると認められた。時間外勤務の削減など教職員の勤務環境の改善に努め、学校施設の改善や充実を図り、併せてベテラン教員の技能を若手教員に伝達することも引き続き行っていただきたい。

学校評価や専科指導などの取り組みで引き続き教員と生徒にとってより良い学校運営を図り、不登校児童生徒への支援対応については、施設と人員の確保を目指し県への要望なども行い、強化されたい。また不適正な会計処理がないようにチェック体制を万全にしていきたい。